

東京都市計画高層住居誘導地区の変更（東京都知事決定）
 都市計画高層住居誘導地区を次のように変更する。

[] は、変更前を示す。

種 類 (地区名)	面 積	建築基準法 52 条第 1 項第 5 号に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度
高層住居誘導地区 (東雲一丁目地区)	約 18.9ha	以下の算定式による。 $V = \frac{12}{3 - R}$ V：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（最大 600%） R：建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計その延べ面積に対する割合（ $2/3 \leq R \leq 1$ ） ただし、敷地面積が 300 m ² 未満の建築物は 10 分の 40 とする。	_____	1000 m ² 但し、次の各号に該当する場合にはこの限りではない。 1. 区長が、良好な居住環境を害するおそれがないと認めたもの。 2. 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの。 3. 公園、広場、道路、川その他これらに類するものの内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの。
その他の地区	面 積	位 置		
高層住居誘導地区 (芝浦四丁目地区)	約 9.3ha	港区芝浦四丁目地内		
合計	約 28.2ha [9.3]			

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

【理 由】 都心居住の推進を図るため、高層住居誘導地区を変更する。